

障害者差別解消法で求められていることは？

この法律では、役所や会社・お店などに、障がいを理由とする「不当な差別的取扱い」の禁止と「合理的配慮」の提供を求めています。

| | 不当な差別的取扱い | 合理的配慮 |
|---------|-----------|-----------|
| 役所など | してはいけない | しなければならない |
| 会社・お店など | してはいけない | するように努力する |

不当な差別的取扱いってなに？

障がいを理由として、障がいのない人とちがうあつかいをすることです。

合理的配慮ってなに？

いろいろな社会のバリア（建物や制度など）を取りのぞくために、相手の求めに応じて、できる範囲で必要な工夫や対応をすることです。

Q 障がいのある人ってどんな人？

A 障がい者手帳を持っている人だけでなく、心やからだの働きの障がいや、社会のバリアにより生活を送ることが難しくなっているすべての人です。

Q お願いされた合理的配慮ができない場合はどうすればいいの？

A 合理的配慮の方法は一つではありません。そのときの状況によってできることとできないことがあります。話をしながらおたがいに歩み寄り、代わりとなる方法を見つけていくことが大切です。

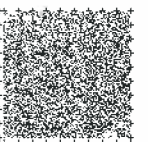
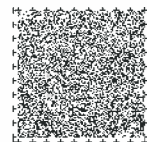
Q 「ヘルプカード」と書かれたものをバッグに付けている人がいたけど、どういうもの？

A 障がいのある人がこまったときに、手助けを求めるときのものです。緊急連絡先や手伝ってほしいことなどが書かれています。ヘルプカードを身につけている人を見かけたら、思いやりのある対応をお願いします。



大田区福祉部障害福祉課

〒144-8621 大田区蒲田五丁目 13 番 14 号
電話 03-5744-1700 FAX 03-5744-1555



あなたに身近な 障害者差別解消法

障がいのある人もない人も、ともに生きる大田区をめざして

障害者差別解消法ってなに？

正式な名前は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」といいます。平成28年4月からスタートした新しい法律で、だれもおたがいをみとめ合い、支え合いながら、ともに生きる社会をつくることをめざしています。

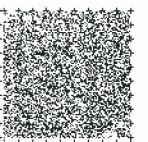


©大田区

はねびよん



この冊子は音声コード付きです。コードの位置を示すために切り込みを入れています。専用の装置を利用して内容を音声で聞くことができます。



がっこう
学校で



まわりのみんなが協力して
おぼんを運んでいるよ。



手に障がいがあるので
給食のおぼんを運べません。



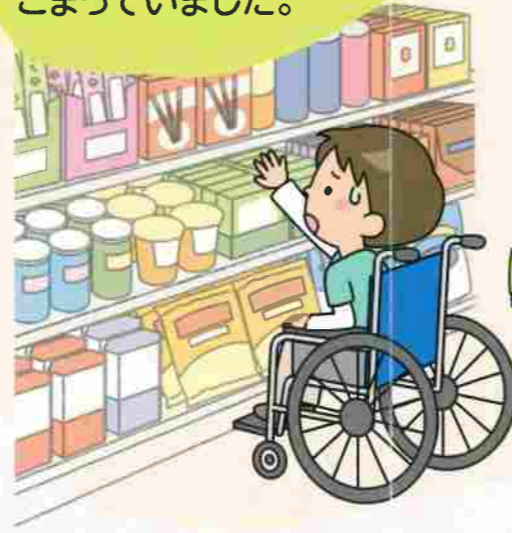
学校に行くときに興味のあるものがあって
じっと立ち止まっていた。



「より道しないで早く行こう」と
声をかけるようにしているよ。



お店でたなの上のほうにある
商品に手がとどかなくて
こまっていました。



近くにいたので
商品をとってわたしたよ。



まちのなかで



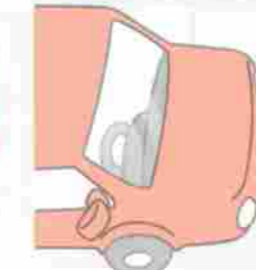
目に障がいがあるので、
交差点をわたれなくてこまっていました。



ぼくたち、わたしたちにも できること いろいろあるよ!

学校やまちなどのいろいろな場面でこまっている人がいます。
みんなの思いやりのある行動や少しのサポートが必要です。

声をかけていっしょに
交差点をわたりました。



どのバスに乗れば
いいのかわかったよ。

どのバスに乗ったらいいか
わからずこまっていました。

